

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療被保険者の結核患者（通院医療者対象）リストの東京都への外部提供について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：健康部保健予防課予防係）

事業の概要

事業名	住民税非課税の後期高齢者に対する結核医療費の助成
担当課	健康部保健予防課
目的	後期高齢者医療被保険者に該当する結核患者のうち、住民税が非課税である場合、通院医療費の自己負担額（５％）は都の医療助成対象となる。都が各個人へ案内するための基礎資料として対象候補者をリストとし、提供するものである。
対象者	９０名
事業内容	<p>東京都は平成２０年４月後期高齢者医療制度の導入に伴い、東京都感染症法施行細則を改正し、後期高齢者医療被保険者のうち、住民税が非課税者である結核患者に対してほかの医療保険被保険者と同様に通院医療費の自己負担額（５％）の助成を行うこととしていた。</p> <p>しかし、患者向けパンフレットや事務取扱指針において上記の記載を誤り、後期高齢者医療制度被保険者については、助成が行われていなかった。</p> <p>そのため、新宿区は都からの依頼を受けて、以下の対象候補者をリストとし提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成２０年４月１日から平成２３年１０月３１日までに患者票を発行した者 <p>都は、当該リストの被保険者に対して結核医療費助成未実施の通知を行い、住民税非課税要件を満たす対象者の申請に基づき、通院医療費の自己負担額の遡及払い等を行う。</p>

件名 後期高齢者医療被保険者の結核患者（通院医療者対象）リストの東京都への外部提供について

保有課（担当課）	健康部保健予防課
登録業務の名称	結核予防
登録業務の目的	結核のまん延防止
外部提供の相手方	東京都福祉保健局安全部感染症対策課
外部提供を行う理由	都が後期高齢者医療被保険者の結核患者のうち住民税非課税者に対して通院医療費の自己負担額（5%）の助成を行うことを、都が対象候補者に案内するため
外部提供を行う情報項目	平成20年4月1日から平成23年10月31日までに結核の患者票を発行した公費負担医療の受給者番号、氏名、性別、生年月日、公費負担有効期間
外部提供を行う際に使用する記録媒体	CD-R（Excelデータ）
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	記録媒体を書留で郵送する
外部提供の相手方としての情報保護対策	東京都個人情報保護条例に基づき、適正に利用する
外部提供の時期	審議会承認後実施
緊急時の外部提供における本人通知の状況	